

区分	ご質問	回答
01事業概要-01	陽性者登録センターとは何ですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、これまで以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性があります。</p> <p>このため、発生届の対象外の感染者※で、①自ら実施した抗原検査キットによる検査の結果等で検査された結果が陽性であった方、②医療機関で陽性の診断を受け、都が実施する支援を希望する方を迅速に健康観察等に繋げることができるよう、陽性者登録センターを設置しています。</p> <p>※陽性者登録センターの対象者は以下に該当しない方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上の者（診断した時点で65歳） ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方 ④妊婦
01事業概要-02	利用するにはどのようなすればよいですか。	<p>専用のWEB申込フォームから、メールアドレスを登録してください。登録頂いたアドレスあてに「noreply@yoseishatouroku.jp」から申請用リンクをお送りします。迷惑メール対策や、ドメイン指定受信等の設定をされている場合は、上記アドレスからのメールを受信できるよう、設定変更をお願いします。その後、メールに記載された申請用リンク（URL）にアクセスし、必要な情報（氏名・住所・メールアドレス・検査キットの判定結果、体調等）を入力していただきます。申請の受付が完了しましたら、受付完了メールを送付いたします。</p> <p>センターで登録内容の確認、医師による診断を行った後、センターから申請者に対しメール又はSMSで診断結果、療養期間中の注意事項等についてご案内いたします。その後、MY HER-SYS IDをSMS等で別途通知します。</p>
01事業概要-03	どのような入力項目がありますか。	<p>主な入力内容は以下のとおりです。入力に要する時間は10～15分程度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、メールアドレス、性別、年齢、住所、連絡先電話番号 ・現在の症状 ・ワクチンの接種回数 ・基礎疾患の有無 ・本人確認書類の写真データ ・陽性判定となった医療用抗原検査キットの写真データ ・健康観察（希望の有無）等

区分	ご質問	回答
01事業概要-04	陽性の確定診断を受けた場合は、どのようにすればよいのでしょうか。	<p>東京都では、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、65歳未満又は重症化のリスクの少ない軽症・無症状の方には、御自身で健康観察をお願いしています。「自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）」では、自宅療養者ご本人が、体調変化に気づいた際の相談や療養中の困りごとなどに対応しています。</p> <p>なお、体調が急変することもあるので、症状（酸素飽和度の低下、発熱、咳、痰、倦怠感など）が悪化した場合、すぐにかかりつけ医等や保健所、自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）に連絡してください。また、「救急車の要請が必要な症状の目安」に該当した場合は、速やかに119番に連絡してください。</p> <p>東京都ホームページ「自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）のご案内」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/uchisapo_tokyo.html 東京都ホームページ「自宅療養中の注意事項・相談窓口など」（救急車の要請が必要な症状の目安） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyou.html</p>
01事業概要-05	センターを利用せず、これまで通り医療機関を受診することも可能ですか。	<p>現在の仕組みとしては、薬の処方を希望される場合など、これまで通り医療機関を受診することも可能です。なお、医療機関を受診して陽性の診断を受けた場合、健康観察、配食・パルスオキシメーターの貸し出し、宿泊療養を希望される方は、陽性者登録センターに申請を行う必要があります。</p>
01事業概要-06	医療用抗原定性キットで自主検査し、陽性判定が出たので医療機関を受診したが、陽性者登録センターにも申請を行う必要がありますか。	<p>すでに医療機関を受診し、陽性の診断を受けている方も、健康観察、配食・パルスオキシメーターの貸し出し、宿泊療養を希望される方は、当センターに申請していただく必要があります。</p>

区分	ご質問	回答
02対象者-01	誰が利用することができるのですか。	<p>以下の要件を全て満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内在住の方（長期滞在者を含む） ・ 65歳未満の方 ・ 妊娠されている可能性が無い方 ・ 「自ら実施した抗原検査キット（※1）による検査の結果」又は「東京都PCR等検査無料化事業の登録を受けた機関（※2）」等で検査された結果が陽性であった方 <p>※1 診断用として国に承認されたものに限り、検査キットの承認情報は厚生労働省のホームページで確認することができます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</p> <p>※2 東京都PCR等検査無料化事業の登録を受けた機関は、東京都ホームページ「新型コロナウイルスPCR等検査無料化のご案内」で御確認いただけます。https://tokyo-kensasuishin.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時、症状が安定しており、医療機関の受診は不要とご自身で判断できる方 ・ 市販薬等を活用して自宅療養が可能な方 ・ 問合せ等について、メールでの連絡が可能な方
02対象者-02	勤務地は都内で、他県の居住者ですが申請はできますか。	<p>都内在住（長期滞在者を含む）でない方は申請することはできません。ただし、宿泊療養施設や感染拡大時療養施設への入所を希望される場合は短期滞在者でも登録が可能です。</p>
02対象者-03	基礎疾患とは、具体的にどのような疾患が該当しますか。	<p>以下の症状により、通院している方が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性の呼吸器の病気 ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・ 慢性の腎臓病 ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等） ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・ 染色体異常 ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・ 睡眠時無呼吸症候群 ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） ・ 喫煙

区分	ご質問	回答
02対象者-04	申請できる対象の症状はどのような場合ですか。	症状はあるが軽く、安定しており、医療機関の受診は不要とご自身で判断できる方を想定しております。
02対象者-05	陽性者登録センターを利用するにあたり、年齢制限はありますか。	本センターへの登録申請日現在、65歳未満の方としています。なお、基礎疾患のある方や2歳未満の子どもについては、医師の判断で発生届の対象となる場合もあることから、可能な限り医療機関を受診して頂きますようお願いいたします。
02対象者-06	現在、転勤（在学）により都内に在住しているが、住所変更はしておらず、住民登録は他県のままですが、陽性者登録センターに登録できますか。	住民登録がされていない場合でも、都内に長期滞在されている方は申請することができます。その場合、WEB申込フォームには都内の居住地の住所を入力してください。
02対象者-07	新型コロナ治療薬の「ゾコーバ（エンシトレビル）」を処方されましたが、陽性者登録センターへ登録申請を行うことはできますか。	新型コロナ治療薬「ゾコーバ（エンシトレビル）」を処方された場合でも、発生届の対象となるコロナ治療薬の範囲内に含まれないことから、発生届の対象外の方となり、陽性者登録センターへの登録申請が可能です。
03検査キット-01	自身で検査を行ったが、検査キットの現物を紛失した場合は、申請することはできますか。	陽性者登録センターへの申請にあたっては、WEB申込フォームへの入力時において検査キットを撮影していただく必要がありますので、検査キットがお手元がない場合は申請できません。 確定診断をご希望の場合は、再度検査したうえでご申請いただくか、医療機関で検査を受けてください。
03検査キット-02	国（厚生労働省）の申請を受けていない検査キットで陽性となりましたが、申請は可能ですか。	陽性者登録センターでは、国の承認を受けた医療用抗原検査キット（「体外診断用医薬品」と表示）又は一般用抗原検査キット（「第一類医薬品」と表示）を対象としています。なお、「研究用」と表示されている検査キットは承認されたものではありません。 ※ 新型コロナウイルス診断薬として承認された検査キットであることが必要です。 検査キットの承認情報は厚生労働省のホームページで確認することができます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html
03検査キット-03	検査キットの画像が不明瞭（目視では明確に陽性と判断できない）である場合であっても申請できますか。	陽性者登録センターへの申請は、写真により「陽性」と判断できる場合のみとなりますので、鮮明な画像をお送りください。

区分	ご質問	回答
04本人確認-01	申請には本人確認用の身分証明書類の提示が必須ですか。	<p>本人確認用の書類が確認できない場合は、申請ができません。</p> <p>本人確認書類に該当する主なものは以下のとおりです。</p> <p>【主な本人確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ） ・ 健康保険証、年金手帳、年金証明書(被保険者記号番号、基礎年金番号等のマスキングが必要です) ・ パスポート、在留カード、特別永住証明書、運転経歴証明書 等
04本人確認-02	本人確認書類として健康保険被保険者証（年金手帳、年金証書）を添付しますが、マスキングは必要ですか。	<p>本人確認書類として健康保険証（年金手帳、年金証書）をご提示いただく場合は、「被保険者記号」「被保険者番号」「基礎年金番号」等の情報はプライバシー保護の観点に関わるものですので、付箋、マスキングテープ、紙片等を使用し、ご自身でマスキングを行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、画像編集アプリやソフトの機能による隠しての撮影は無効となりますのでご留意願います。</p>
05申込フォーム-01	陽性者登録センターに申請しましたが、受付が完了しているか確認したい。	<p>WEB申込フォーム上の最後の入力ページで「送信」ボタンを押した後に、「陽性者登録の申請を受け付けました」というメッセージが表示されましたら、申請の受付が完了しております。また、当センターから受付完了をお知らせするメールをお送りしております。</p> <p>当センターで登録内容の確認を行い、陽性が確定した場合は、当センターから陽性の確定、療養期間中の注意事項、うちさぽ東京の案内等をメール又はSMSにてお知らせします。その後、HER-SYS IDをSMS等で別途通知いたします。なお、陽性が確定しない場合もメール又はSMSにてお知らせします。当日の9時から17時までに申請して頂いた場合は翌日の15時まで（当日17時から翌日9時までに申請頂いた場合は翌々日の正午まで）に連絡いたしますので、何も連絡が来ない場合は問合せフォームよりお問い合わせください。</p>
05申込フォーム-02	申請完了し送信後に記入の誤りに気付いた場合、もう一度申請してもよいですか。	<p>センターでの審査が開始するまでは、申請受付完了メールに記載のURLから登録内容の修正が可能です。審査開始後は修正はできなくなりますが、内容によっては修正をお受けできる場合もございますので、問合せフォームにより修正内容をご連絡ください。</p> <p>なお、システムや審査に支障をきたす場合がございますので、修正等のために複数回申請を行うことはしないでください。</p>
05申込フォーム-03	登録が完了しているかわからないため、再度登録しようとしたら、既に登録済みであるメッセージが表示された。	<p>重複して登録された場合は、登録済みであるメッセージが表示されます。重複登録は行わないようお願いいたします。1回目の回答を有効なものとして取り扱う仕組みとなっておりますので、申請は無効にはなりません。</p>

区分	ご質問	回答
05申込フォーム-04	画像がアップロードできませんが、どのようにしたらよいですか。	<p>以下の原因が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像がアップロードできない原因として、画像の拡張子が原因の可能性があります。再度JPGに設定のうえ撮影をしていただきアップロードをお願いいたします。 ・アクセスが集中しているときは、うまく掲載できない場合があります。時間をおいて、再度お試しください。
06結果通知-01	必要事項を全て入力したうえで申請したが、結果通知の連絡が届きません。	<p>申請を受け付けましたら、まず受付完了のメールを送付いたします。その後、センターで申請内容の確認、医師の診断が完了しましたら、結果通知を送付いたします。</p> <p>結果通知については、当日の9時から17時までに申請して頂いた場合は翌日の15時まで（当日17時から翌日9時までに申請頂いた場合は翌々日の正午まで）に連絡いたしますので、何も連絡が来ない場合は問合せフォームよりお問い合わせください。</p> <p>なお、申請時の入力不備に関するメールが届いている場合は、何らかの入力不備により申請手続きが正しく行われていない状態となっておりますので、お手数ですがメールの指示に従って手続きを行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、迷惑メール対策として、ドメイン指定受信や拒否機能の設定をされている場合は、入力不備に関する当センターからのメールが受信できない場合があります。ドメイン指定受信などでメール受信を制限されている方は、あらかじめ「@medi-staffsup.com」からのメールを受信可能に設定しておいてください。設定方法につきましては、スマートフォン各社のホームページ等でご確認ください。</p>
06結果通知-02	陽性者登録センターから問い合わせのメールが届きました。	<p>センターから問い合わせのメールが届いたときは、以下のケースが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時に入力していただいた項目に不備がある場合 ・本人確認書類の画像が不鮮明で、本人確認ができない場合 ・入力していただいた本人情報と、本人確認書類の画像の内容が一致しない場合 ・検査キットの画像が不鮮明で、判定結果の確認ができない場合等 <p>申請内容に不備があった場合は、判定を行うことができなかった旨を記載したメールが送信されますので、メールの指示にしたがってお手続きを進めて下さい。</p>
07都による支援-01	健康観察はどのようにすればよいですか。	<p>ご自身の健康状態をスマートフォン等からMy HER-SYSに入力していただくことで、自宅療養者フォローアップセンターが健康状態を確認します。</p> <p>センター登録後に別途お送りするSMS等で、登録に必要なHER-SYS IDをお知らせします。</p>

区分	ご質問	回答
07都による支援-02	<p>My HER-SYSで健康観察を行おうとしたときに、ログイン画面に、過去に罹患した時に登録したメールアドレスとパスワードが表示されていました。</p> <p>今回、陽性者登録センターから新たに通知されたHER-SYS IDで新規登録して、健康観察を登録する必要はありますか。</p>	<p>過去にMyHER-SYSに登録いただいた方は、ログイン画面に以前お使いいただいたメールアドレスやパスワードが表示され、ログインできる場合がありますが、陽性者登録センターから新たに通知されたHER-SYS IDで新規登録していただく必要があります。</p> <p>新規登録せずにログインされると、過去に登録されたHER-SYS IDに健康観察記録が登録されてしまいますので、必ず、陽性者登録センターからのSMSで通知されたHER-SYSIDで新規登録してくださるようお願いいたします。</p>
07都による支援-03	<p>陽性者登録センターに登録するだけで、配食サービスを受けることができますか。</p>	<p>配食サービスを希望される場合は、登録申請時に申し込みをしていただく必要があります。登録申請の際に入力した情報（氏名、住所等）に基づき配送を行います。</p> <p>ただし、島しょ地域にお住まいの方は、本サイトから申し込みはできませんので、島しょ保健所各出張所にお問い合わせ下さい。</p>
07都による支援-04	<p>パルスオキシメーターの貸し出しを希望しています。</p>	<p>パルスオキシメーターの貸し出しを希望される場合は、登録申請時、申し込みをしていただく必要があります。</p> <p>自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）のご案内</p> <p>ただし、島しょ地域にお住まいの方は、本サイトから申し込みはできませんので、島しょ保健所各出張所にお問い合わせ下さい。</p>
07都による支援-05	<p>宿泊療養を希望しています。</p>	<p>宿泊療養を希望される場合は、登録申請後に都HPから申し込みをしていただく必要があります。</p> <p>宿泊療養施設のご案内</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/syukuhaku.html</p>
08その他-01	<p>陽性者登録センターから陽性判定の連絡があった場合、療養証明書は発行してもらえますか。</p>	<p>陽性者登録センターでは、療養証明書の発行は行いません。</p>

区分	ご質問	回答
08その他-02	陽性者登録センターで陽性の診断を受けた場合、My HER-SYS（マイハーシス）の登録に必要なHER-SYS IDは、陽性者登録センターから教えてもらえるのか。	登録内容の確認ができましたら、陽性者登録センターからまず結果通知メールをお送りいたします。その後、別途SMS等でHER-SYSIDを通知いたします。
08その他-03	(自主検査) 陽性者登録センターは薬の処方是可以のでしょうか。	陽性者登録センターでは、薬の処方などは行いません。市販薬等を活用して自宅療養が可能な方が、利用できる方の要件となっております。 なお、当センターにて陽性が確定した後に、体調に不安を感じた場合は、自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）にご相談ください。（症状等に応じ、「うちさぽ東京」を通じて医療相談や健康観察、オンライン診療などのサポートを受けることが可能となっております。） 「うちさぽ東京」については下記のリンクをご参照ください。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/uchisapo_tokyo.html なお、下記ホームページで医療用と同じ成分を含む一般用医薬品をご案内しています。 「療養に備えて準備をしておきましょう」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/ryouyounisonaete.html

区分	ご質問	回答
08その他-04	陽性者登録センターに申請し、自宅にある市販薬を服用していたが、体調が悪くなったため医療機関を受診したい。	<p>症状（酸素飽和度の低下、発熱、咳、痰、倦怠感など）が悪化した場合、すぐにかかりつけ医や診療・検査医療機関に連絡してください。</p> <p>① かかりつけ医にご相談ください。</p> <p>② 診療・検査医療機関（※）にご相談ください。</p> <p>※ 医療機関を受診の際は、必ず陽性者登録センターに申請中であることをお伝えください。</p> <p>・ 以下の東京都のホームページで診療・検査医療機関を探すことができます。</p> <p>「診療・検査医療機関の一覧」</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html</p> <p>・ 発熱相談センターでも、診療・検査医療機関をご案内しています。</p> <p>「東京都発熱相談センター」…症状相談、医療機関案内 電話：03-6258-5780、03-5320-4592、03-5320-4551、03-5320-4411（24時間・毎日）</p> <p>「東京都発熱相談センター 医療機関案内専用ダイヤル」…医療機関案内 電話：03-6630-3710、03-6636-8900、03-6732-8864（24時間・毎日）</p> <p>また、「救急車の要請が必要な症状の目安」に該当した場合は、速やかに119番に連絡してください。</p> <p>なお、「救急車の要請が必要な症状の目安」など自宅療養中の注意事項などは、東京都ホームページ「自宅療養中の注意事項・相談窓口など」をご参照ください。</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyou.html</p> <p>医療機関を受診する場合は、申請者ご本人に通知される「結果通知メール」を医療機関に提示し、陽性者登録センターで陽性の確定診断を受けていることをお伝えください。</p>
08その他-05	個人情報を使用することはありますか。	<p>東京都が保有する個人情報は原則として以下に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご登録者本人から予め同意をいただいている場合 ・ ご登録者本人又は他の第三者の生命、身体、又は財産の保護のため、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要であって、ご登録者本人の同意をとるのが困難である場合 ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・ 法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合 <p>登録された個人情報については、以下の目的のために利用し、ご登録者本人の同意なくこれ以外の目的に利用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性者登録センターで利用者に提供するサービスの運営のため

区分	ご質問	回答
08その他-06	陽性者登録センターに申請し、陽性判定の結果通知のメールが届いたが、その後検査キットで再度検査したら陰性の判定が出たので、陽性者登録センターの申請を取り消したい。	陽性者登録センターの医師が確認した陽性診断は、取り消しできません。
08その他-07	同じ日に医療用抗原定性検査とPCR検査を受け、抗原定性検査では陽性の判定が出た。PCR検査の結果通知はまだ来ていない。この場合、陽性者登録センターへの申請は必要か。	抗原定性検査で陽性の判定が出た時点で、当センターで医師による陽性の確定診断を受けることが可能です。なお、当センターで確定診断を受けた後に、PCR検査の結果が陰性であることが判明した場合でも、当センターの医師が確認した陽性診断は、取り消しできません。
08その他-08	陽性確定後の療養期間の考え方について教えて欲しい。	<p>症状がある場合は、発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養の解除を可能とします。7日目で症状が軽快していない場合、症状軽快時から24時間経過した場合に療養の解除を可能とします。</p> <p>無症状の場合は、検体採取日を0日として7日間経過した場合には8日目に療養の解除を可能とします。また、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養の解除を可能とします。</p> <p>ただし、症状がある方は10日間、無症状の方は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などご自身で健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。</p> <p>なお、療養期間中の外出自粛について、有症状者が症状軽快後24時間経過した場合、又は無症状の場合は、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。</p> <p>詳しくは東京都ホームページをご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株 療養期間・待機期間の目安算定ツール https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/waitperiod/waitperiod.html ・自宅療養中の注意事項・相談窓口など https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyou.html